

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1104））
2. 日 時：平成30年7月4日 13時30分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、
植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、照井安全審査官、
宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

他3名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、6月29日、7月3日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書及び強度に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜潮位計の耐震性についての計算書及び強度計算書＞

- 潮位計検出器及び潮位計監視盤の耐震評価について、評価方針及び計算方法に関して整合性を確認し再度整理して提示すること。
- 潮位計の耐震性についての計算書及び強度計算書に係る評価方針について、整合性を確認し再度整理して提示すること。
- 耐震計算書作成の基本方針について、本計算書が参照している計器スタンション及び盤（壁掛形）の転倒方向の記載を整合させることを検討してその結果を提示すること。
- 潮位計検出器の固有周期として、検出器本体とその保持具に対する加振試験で得られた値を記載しているが、潮位計検出器全体は案内板、案内管等から構成されており、本耐震計算で用いる固有周期として不適切ではないかという点を確認すること。その上で、当該固有周期について再度整理して提示すること。
- 潮位計検出器の構造について、剛構造なのか柔構造なのか根拠とともに整理して提示すること。
- 加振試験の試験体範囲、入力条件及び結果等の詳細について、早急に提示すること。

- 許容応力状態について、 S_s 地震動に対してⅢ_A S とする根拠を「表 2.4-1 荷重の組合せ及び許容応力状態（設計基準対象施設）」に追記するとともに、他の津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の耐震計算書についても記載を検討すること。
- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の耐震設計について、基準地震動 S_s 、弾性設計用地震動 S_d 及び静的地震力に対する設計方針を整理して提示すること。
- 強度計算の計算方法のうち基礎ボルトの引張応力の算定式について、それぞれの項が持つ意味を整理して提示すること。
- 潮位計検出器を壁に取り付ける基礎ボルトについて、設置状況の詳細を整理して提示すること。
- 計算式に用いる記号は、遡上津波荷重関連の記号も含めすべて「記号の説明」に記載すること。
- 設備の材料、寸法、物性値等の具体的な値を根拠とともに整理して提示すること。

<取水ピット空気抜き配管逆止弁の強度計算書>

- 設計震度の諸元について、設計震度の引用元図書を整理して提示すること。
- 許容限界について、「表 3-5 弁蓋、フロートガイド及び弁蓋ボルトの許容限界」における許容応力の記載を他の計算書も踏まえて修正すること。
- 強度評価結果について、「表 5-1 弁蓋、フロートガイド及び弁蓋ボルトの応力評価結果」における組合せ応力の許容応力の注記を他の計算書も踏まえて整理して提示すること。

<津波防護に関する施設の設計方針>

- 津波・構内監視カメラと、取水ピット水位計、潮位計の概略構成図について、両者が別々のシステムであるにも係わらず、酷似している概略構成図が上下に併記されていることから、両者が別々のシステムであることが明確になるよう表現を工夫し、整理して提示すること。
- 「津波防護施設のアンカーボルトの設計について」の先行機における扱い及び記載の経緯を確認の上、適用する基準類の使い分けについて、整理して提示すること。
- 津波防護施設に作用する衝突荷重の評価に用いる津波の流速の設定に関し、「4.3 漂流物荷重について」に示されている流速に対して、防潮堤の放線方向最大流速を5割増しする根拠について、整理して提示すること。
- 津波防護施設に作用する風荷重の評価に関し、水密扉の地表面粗度区分をⅠとし、津波・構内監視カメラの地表面粗度区分をⅡとしていることの設定根拠について、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料 (V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書)